

一宮市告示第143号

一宮市建築計画概要書等閲覧規程(昭和47年一宮市告示第53号)の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月31日

一宮市長 中野正康

現行	改正後
(閲覧時間及び休日) 第3条 閲覧時間及び休日については、次に定めるところによる。 (1) 閲覧時間は、 <u>午前8時30分から午後5時15分まで</u> (正午から午後1時までの間を除く。)とする。 (2)・(3) 略	(閲覧時間及び休日) 第3条 略  (1) 閲覧時間は、 <u>午前9時から午後5時まで</u> (正午から午後1時までの間を除く。)とする。 (2)・(3) 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。